

## 相談支援の質の向上の取組等について（各圏域）

項目圏域	現在取り組まれている具体的な内容	取組により効果があったと思う点	取組を進めるに当たり苦労した（している）点	今年度新たに取組んでいこうと考えている点、その他
鳥取市	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援部会を月1回実施、困難事例や地域課題を検討。</li> <li>相談支援部会の中で事例検討会を実施。</li> <li>主任相談支援専門員意見交換会（主任相談支援専門員、行政、基幹）で地域の相談体制や課題について協議。</li> <li>委託相談支援事業所から指定相談支援事業所へ、移行できる計画相談の調整。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例検討で、相談支援専門員の関わり方の視点を聞き新たな気づきが得られる。相談支援専門員同士のつながりができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画相談を調整する際の、本人や家族や利用事業所への引継ぎの丁寧な説明や手順などの確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託相談支援事業所から指定相談支援事業所へ計画相談を調整し、地域として委託相談支援事業所が一般相談や地域課題に対応できる体制づくり。</li> <li>基幹相談支援センターが相談支援事業所を訪問しケース対応の相談に応じる。</li> </ul>
東部四町	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援部会にて各事業所から近況報告を行い、その中から出てくる課題を共有し、対応方法について検討を実施。</li> <li>話し合いたいテーマをピックアップし、相談支援専門員が担当する事例を通じて、それぞれが感じることや課題に思うことについて協議を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少人数ではあるが意見が活発に出るようになった。</li> <li>課題に対しての取り組みの意識が出てきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援専門員が抱える悩みや地域課題など部会を通じてどのように引き出していくか。</li> <li>相談支援事業所が東部4町で5ヶ所しかないため、2ヶ所くらい欠席になると会自体が成り立たないため、その都度調整が必要になること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取市の相談支援部会と合同で事例検討会を開催。</li> </ul>
中部	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援部会で情報共有・意見交換。（法改正、新規事業所、関心事について研修、サービス提供事業所他関係機関との意見交換）</li> <li>主任相談支援専門員による勉強会（GSV）。</li> <li>基幹相談支援センターが相談支援事業所を訪問し、困難ケースの対応の相談に応じる。（課題の整理、役割分担、まず取り組むこと等）</li> <li>委託相談事業所が定期的に研修会を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談員同士のつながりができた。</li> <li>他相談員の支援の様子を聞くことで、視野や考え方の幅が広がり、学びの意欲が増した。</li> <li>これまで関わりのなかった機関の役割や取り組みを知り、使える社会資源が増えた。</li> <li>少人数の相談支援事業所にとって「聞いてみよう」「相談してみよう」と思える雰囲気が出てきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GSVを行うにあたり、事例の提供者となることへの抵抗を感じられる事業所がある。</li> <li>業務が忙しく、落ち着いて集まらない。</li> <li>相談支援事業所から困難ケースについて相談があれば迅速に対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング結果の検証について、現在、「地域型検証モデル」の実施を行っている。今後は、行政担当者も参加していただき、「事業所型検証モデル」の実施を行いたい。</li> </ul>
西部	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援センター(市町村、県、国委託)連絡会 ※毎月新規相談対応等の実績報告、課題の報告と共有、困難事例の検討、など</li> <li>相談支援の充実を図るための連絡会（指定特定相談支援事業所連絡会）契約件数報告、情報交換、事例紹介（GSV形式）等 ※毎月</li> <li>新任相談支援専門員等へのOJTの実施</li> <li>計画相談支援のプロセス（インテーク、アセスメント、計画作成、担当者会議、等）を共に実施。</li> <li>新規利用申請者等の計画相談事業所の調整、基本情報の提供。</li> <li>計画・委託相談事業所等からの相談に対するスーパーバイズ。</li> <li>研修の実施（実務者向け研修会、指定特定相談立ち上げ支援研修会、地域支援セミナー）</li> <li>西部圏域基幹相談支援センター・主任相談支援専門員の意見交換会（仮称）の実施（3ヶ月毎の見込）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各連絡会で事例報告の紹介、検討を行い様々な情報や気づきを得ながら支援の質の向上を図っている。</li> <li>相談支援専門員から基幹相談支援センターへの相談件数が増加し、計画相談、委託相談の相談支援専門員と基幹相談支援センターの主任相談支援専門員等が協働して取り組む事例が増加している。（各事例の課題の整理、支援ネットワークの再構築、個別支援会議の開催、必要な支援の調整、など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談員不足により、計画・基本相談支援の提供が不十分。状況は改善方向にあるが、依然、セルフプラン扱いの利用者がある。</li> <li>委託相談支援事業所が計画相談を多く担当しており、委託相談が十分できていない。</li> <li>利用者から市町村、基幹に対し相談支援専門員の支援に関する苦情が少なくない。また、サービス等利用計画(案)、モニタリング報告書等の内容から相談支援の質に不安を感じることもある。</li> <li>市町村、基幹相談支援センターに、相談支援専門員の支援に対しての相談が寄せられる反面、相談のある相談支援専門員に偏りがあり、地域の相談支援専門員が抱える困り感に対応できていない。</li> <li>米子市障がい者基幹相談支援センターの相談支援専門員が欠員となっており、できる限り早期の配置が求められている。</li> </ul>	<p>【今後取り組む、検討すべきこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実務にあたる相談支援専門員数を確保し、セルフプランの解消を図る。また、相談支援専門員一人当たりの担当利用者数の適正化を図る。</li> <li>基幹の主任相談支援専門員、精神保健福祉士、保健師等が出席する「相談支援の充実を図る相談日（仮称）」を設け、相談支援専門員の困り感に対応する。</li> <li>「モニタリングの評価・検証」の一環として、地域で支援の評価・検証の視点を共有した上で各相談支援事業所を訪問する等により助言等を行う。実施に当たっては地域の主任相談支援専門員の協力を得る。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基幹相談支援センター未設置の市町村について、できる限り早期に基幹相談支援センターの役割を実施できる体制を整えること。</li> <li>主任相談支援専門員の全県のネットワークの構築。</li> </ul>

## 令和4年度相談支援従事者研修等の実施状況について

令和5年7月19日  
障がい福祉課**1. 相談支援従事者研修**（実施者・委託先：鳥取県障害者相談支援専門員協会）

## (1) 初任者研修

- ・開催時期：令和4年7月～10月まで
- ・定員数：【7日間コース】50人、【4日間コース】3人、【2日間コース】200人
- ・修了者数：【7日間コース】32人、【4日間コース】2人、【2日間コース】127人

## (2) 現任研修

- ・開催時期：令和4年10月～12月まで
- ・定員数：30人
- ・修了者数：29人

## (3) 主任相談支援専門員養成研修

- ・開催時期：令和5年1月～2月まで
- ・定員数：30人
- ・修了者数：6人

## (4) 専門コース別研修（発達障がい、精神障がいへの支援等の専門的技術の習得等）

- ・開催時期：令和5年3月28日
- ・定員数：30人
- ・修了者数：14人

## (5) フォローアップ研修

- ・開催時期：令和5年3月10日
- ・定員数：30人
- ・修了者数：8人

**2. サービス管理責任者等研修**（実施者・委託先：鳥取県サービス管理責任者等連絡会）

## (1) 養成研修（基礎研修）

- ・開催時期：令和4年9月、11月
- ・定員数：200人
- ・修了者数：136人（サビ管97人、児発管39人）

## (2) 実践研修

- ・開催時期：令和4年6月、11月
- ・定員数：200人
- ・修了者数：70人（サビ管54人、児発管16人）

## (3) 更新研修

- ・開催時期：令和4年10月、11月
- ・定員数：240人
- ・修了者数：122人（サビ管96人、児発管26人）

## (4) フォローアップ研修

- ・開催時期：令和5年3月
- ・定員数：90人
- ・修了者数：25人

**3. 障害支援区分認定調査員等研修**

## (1) 養成研修（実施者・委託先：鳥取県障害者相談支援専門員協会）

- ・開催時期：令和4年7月
- ・定員数：80人
- ・修了者数：24名

## (2) 現任研修（実施者・委託先：鳥取県障害者相談支援専門員協会）

- ・開催時期：令和5年3月
- ・定員数：40人
- ・修了者数：14人

#### 4. 強度行動障がい支援者養成研修等（実施者・委託先：鳥取県厚生事業団）

##### （1）基礎研修

- ・開催時期：令和4年9月
- ・定員数：70人
- ・修了者数：124人

##### （2）実践研修

- ・開催時期：令和4年10月
- ・定員数：40人
- ・修了者数：87人

##### （3）専門研修

- ・開催時期：令和4年10月～令和5年1月
- ・定員数：20人
- ・修了者数：10人

##### （4）行動援護従業者養成研修

- ・開催時期：令和4年9月～10月
- ・定員数：30人
- ・修了者数：62人

#### 5. 同行援護従業者養成研修（実施者・委託先：(東部地区、中部地区)ニチイ学館、(西部地区)鳥取県ライトハウス点字図書館）

##### （1）一般課程

###### （東部地区）

- ・開催時期：令和4年9月
- ・定員数：20人
- ・修了者数：9人

###### （中部地区）

- ・開催時期：令和4年10月
- ・定員数：20人
- ・修了者数：16人

###### （西部地区）

- ・開催時期：令和4年12月～令和5年2月
- ・定員数：20人
- ・修了者数：28人

※R4年度は応用課程は未実施

#### 6. その他

##### （1）サービス提供責任者研修（実施者・委託先：鳥取県サービス管理責任者等連絡会）

- ・開催時期：令和5年1月
- ・定員数：40人
- ・修了者数：11人

##### （2）障がい福祉サービス従業者研修（実施者・委託先：鳥取県サービス管理責任者等連絡会）

- ・開催時期：令和4年10月～11月
- ・定員数：240人
- ・修了者数：34人

##### （3）障がい分野別基礎研修（実施者・委託先：鳥取県サービス管理責任者等連絡会）

- ・開催時期：令和4年8月
- ・定員数：150人（各分野50人）
- ・修了者数：120人

##### （4）グループホーム世話人研修（実施者・委託先：鳥取県社会福祉協議会）

- ・開催時期：【全体研修】令和4年11月 【圏域別研修】11月
- ・定員数：【全体】240人
- ・受講者数：210人

##### （5）要介助高齢知的障がい者支援研修（実施者・委託先：鳥取県社会福祉協議会）

- ・開催時期：令和4年12月
- ・定員数：50人
- ・修了者数：31人

## 令和 4 年度鳥取県障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業の実績について

令和 5 年 7 月 1 9 日  
障がい福祉課

令和 4 年度より新規に創設した、県内の障がい者が円滑に障害福祉サービス等を利用できる環境を整備するため、相談支援専門員を新規又は追加で配置する事業所に対し、その配置に係る人件費の一部を支援する鳥取県障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業の令和 4 年度実績を報告する。なお同事業の実績については 3 か年にわたり追跡調査を実施予定。また、令和 5 年度も引き続き補助事業を継続実施。

## ○鳥取県障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業の概要

概要	社会福祉法人等が、自らが運営する相談支援事業所等に障害福祉サービスの利用をコーディネートする相談支援専門員を新規又は追加で配置する際、その相談支援専門員の配置にかかる人件費の一部を支援。
補助対象者	指定特定相談支援事業所を運営する社会福祉法人等の事業者（市町村間接補助）
補助対象経費	事業実施により配置（新規又は追加）する相談支援専門員に係る人件費（基本給及び基本給に対する法定福利費に限る。）
補助率	市町村が補助する額の 1 / 2 ※ 1 案件 1,000 千円を上限額。（市町村分と合わせて最大 2,000 千円）
その他の要件	①配置人員要件 原則、常勤専従。退職補充は不可。 ②事業の継続的实施 補助対象期間終了後も少なくとも 3 年間は体制を維持すること（状況報告提出）。 ③市町村独自要件 その他、市町村が独自に定める要件を満たすこと。
予算額	3,000 千円

## ○令和 4 年度の補助金活用実績等

- ・ 5 市町 6 事業所が補助金を利用し、計 6 人の相談支援専門員の新規配置を支援した。
- ・ 令和 4 年度障害者相談支援事業の実施状況調査の結果によると、県内には 84 名の常勤・専任の相談支援専門員が配置されており、本補助金による配置増人数 6 人は、全体の 7%強にあたる。
- ・ 同調査によると、県内の障害福祉サービス等受給者数は 8,604 人であり、本補助金による担当障がい児者の増人数 291 人は、全体の約 3.4%にあたる。

実施市町村	補助対象事業所数	補助額 (市町村 1/2、 県 1/2)	事業開始	配置人数	担当障がい児者の増	
					計画	実績
米子市	1	1,000 千円	R4.11	1 人（新規）	50 人	80 人
倉吉市	1	1,000 千円	R4.10	1 人（新規）	80 人	103 人
境港市	1	1,000 千円	R4.8	1 人（追加）	50 人	50 人
湯梨浜町	1	1,000 千円	R4.4	1 人（追加）	29 人	18 人
大山町	2	1,000 千円	R4.4	1 人（追加）	21 人	20 人
		1,000 千円	R4.6	1 人（追加）	20 人	20 人
計	6	6,000 千円		6 人	250 人	291 人

※担当障がい児者の増（実績）は実績報告時（令和 5 年 4 月頃）時点

## ○その他

市町村や事業者からの意見を伺いつつ、令和 6 年度以降事業における補助要件等についての検討を行っていく予定。（常勤専従要件など）

主任相談支援専門員のネットワーク体制について

令和5年7月19日  
障がい福祉課

<現状>

- 主任相談支援専門員は、自ら所属する事業所だけでなく、地域づくりや人材育成、地域における困難事例への対応など、地域における中核的な役割が期待される。
  - このため、**県内の基幹相談支援センターや主任相談支援専門員が、各地域における課題を共有し、課題解決に取り組んでいくことは、相談員の質を向上させる意味でも重要。**
  - 現在、各圏域ごとの基幹相談支援センターと主任相談支援専門員の情報共有の場はあるが、圏域を超えた情報共有を図る場は構築されていないところであり、**相談員の質を更に高めていく上でも全県的な情報共有を図る場が必要。**
- ※ なお現在、県内の基幹相談支援センター同士の課題共有、ネットワーク構築を目的として、県が不定期に開催している、県基幹相談支援センター連絡会（以下「基幹連絡会」）がある。（自立協相談支援体制部会のWG的な扱い）

<対応（案）>

- 基幹相談支援センターの全県的なネットワークの場である、**既存の「基幹連絡会」を活用。同会に主任相談支援専門員にオブザーバーとして加わっていただき、県内の主任相談支援専門員、基幹相談支援センターの全県的な情報共有の場を設置。**（基幹連絡会の主任相談専門員参加バージョン）

（会の運営）

- ・ 基幹連絡会は県事務局が会議開催の調整を行っているが、**会開催の機動性、迅速性を重視し、原則、各会の開催調整は各基幹相談支援センターが持ち回りで実施。**
- ※ 初回立上げ時は県が会議設定を調整
- ・ 各圏域の主任相談支援専門員への参加の呼びかけは、**各基幹相談支援センターを通じて実施。**
- ・ **議題は自由**（単なる意見交換も可。アンケート実施なども可。）。**2か月に1回程度開催。**
- ・ また、**早急に意見交換、情報共有等を行いたい場合は、都度、会議招集をすることも可能**（その場合、当該人が会議開催を調整）
- ・ なお、相談員同士が会議開催に限らず、情報共有や連絡をとりやすくするため、名簿、連絡先（電話、メールアドレス）の作成、共有も一案。

【参考：相談支援従事者養成研修の受講修了者推移】（人）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
初任者研修	54	56	51	47	54	37	48	32
現任研修	18	38	42	46	32	27	33	29
主任研修	—	—	—	3	3	8	1	6

※H30,R1の主任研修は国が実施

## 各市町村の地域生活支援拠点のアンケート結果（概要）

令和5年7月19日  
障がい福祉課

## 1 地域生活支援拠点の整備状況

## ○全市町村設置済み（R5.3.31時点）

・単独設置 8市町村 ・圏域設置 3か所（1市10町）

## 2 地域生活支援拠点の機能（主なアンケート結果）

## (1) 緊急時の受け入れ（ショートステイの場の確保等）

- 緊急時対応にあたり、支援対象者の事前登録制を採用している市町村は3市7町（圏域）。
- 緊急時対応は、市町村から連絡を受けた相談支援専門員（コーディネーター）を通じて、事前に受入れ施設として登録をしている短期入所事業所で受入を行う流れが多い。
- 短期入所事業所の少ない市町村は、当該市町村における短期入所の登録事業所の確保が困難であるため、一度に複数の受入があった場合、対応が困難との意見あり。
- 令和4年度の緊急時受入れの実績は1市・2件のみ。

## (2) 相談（24時間相談対応可能なコーディネーターの配置等）

- 市部については、事業所や基幹相談支援センターへの委託によるコーディネーター配置を行っているが、相談支援事業所の少ない町村についてはコーディネーター配置がないものが多い。
- コーディネーター未配置の町村は相談実績なし。

## (3) 体験の機会・場（グループホーム等の利用や一人暮らしの体験の場の提供等）

- 実施市町村：3市7町（圏域）
- 鳥取県地域生活体験事業を活用し、一人暮らしの体験の場を提供しているケースが多い。
- 体験の場を提供できる施設がない自治体もあるため、当該自治体外での利用となっているケースがある。

## (4) 専門的人材の確保・養成（医療的ケア、行動障がい、重度化・高齢化に対応できる体制確保、人材育成）

- 実施市町村：2市7町（圏域）
- 人材育成のための研修は、県主催研修の受講が多い。また、各地域の自立支援協議会（専門部会）において実施しているケースあり。

## (5) 地域の体制づくり（サービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等）

- 自立支援協議会やサービス事業所との連絡会等を通じて、地域課題の検討を行うとともに連携体制を構築している市町村も見られたが、全体的に未実施の市町村が多い。

### 3 地域生活支援拠点の周知（主なアンケート結果）

- 何らかの形で周知している市町村：6市町村（圏域）
- 周知方法、対象は、相談支援事業所等の事業所への直接説明が多く、当事者を対象とした周知はホームページのみで、直接当事者へ説明しているケースはない。

### 4 今後

- 全体的に社会資源の多い市部と少ない町村部で、各機能ごとの対応の差があることや、機能は整備されているものの十分に活用できる体制となっていないものもあることを踏まえ、さらに実効性を高めるためにどのような方法が考えられるか。
- 地域生活支援拠点の認知度を高めるために、どのような方法が考えられるか。

各市町村の地域生活支援拠点の現状（令和5年6月実施アンケート結果）

資料5(別紙)

市町村	機能						体験の機会の場合	専門人材	地域の体制づくり	拠点の周知	予算措置
	緊急の受け入れ			相談							
	登録の有無等	対応プロセス	登録事業所数等	実績(R4.4~R5.6)	コーディネーター配置等	実績(R4.4~R5.6)					
鳥取市(単独)	有(7名) 引き続き、相談支援専門員を通じ登録者数を増やす取組を実施。	緊急時に、居宅での生活継続の調整及び短期入所事業所等での受け入れ先の確保を実施(担当相談支援専門員、コーディネーターで対応)。	11事業所 (引き続き、説明会を通じて登録事業所数を増やす取組を実施)	なし	1名(県厚生事業団)	7件	登録者ごとに短期入所事業所と調整し、体験の機会を設定	・基幹を中心とした人材育成研修実施、 ・自立協(専門部会)での研修実施、 ・県等の外部研修の情報収集や受講勧奨	自立協で整備状況の情報共有を実施	相談支援事業所、短期入所事業所への説明会の実施。 今後、市HPや市報による周知を予定	5,585千円
米子市(単独)	無(今後実施予定) サービスを利用していない人の把握と登録を実施予定。	支援機関等→市又は基幹相談支援センターに連絡→状況を確認→登録事業所に受入を要請	5事業所	2人 (支給決定:有/1人/10カ月、無/1人/7日)	基幹相談支援センター	243件	未実施 今後実施に向け検討	未実施 今後実施に向け検討	未実施 今後実施に向け検討	未実施 今後実施に向け検討	無
倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町(圏域)	原則は事前登録	フロー図を作成	5箇所 今後、一時的な居場所(短期入所)として受入可能な事業所を確保。	無	3箇所(基幹等)。夜間休日等の緊急時に連絡可能な体制整備。今後、未登録の相談事業所に登録協力を依頼。	3件(給付実績)	2事業所	4事業所	4事業所	圏域自立協を通じ当事者団体、事業所、関係機関へ周知。登録事業所が少なく、体制が不十分のため、継続的な周知、個別に継続して圏域内の法人等と協議を実施。	無
境港市(単独)	有(現在、登録なし)	市福祉課へ連絡→市役所から拠点の相談機能を担っている事業所へ連絡→協議の結果、短期入所が必要な場合は、登録してある短期入所事業所へ連絡	4箇所	無	無	無	障害福祉サービスの利用や地域生活体験事業等を活用し、一人暮らしの体験の機会・場を提供。	専門人材の養成を行うため、事業所が県実施研修へ参加しやすくするよう、研修参加に必要な交通費の助成制度を実施。	地域のサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築するため、境港市障がい福祉サービス事業所連絡会で地域課題を検討し、関係機関で連携。	有(市のホームページ)	274千円
岩美町、若桜町、八頭町(圏域)	有(5名) 現時点ではモデルケースとして運用。今後はこの運用の中で出てきた課題等を踏まえ事業を改善しつつ、登録者を拡大していく予定。	コーディネーターが連絡を受け、対象者の受け入れ調整や医療機関への連絡等を実施。	10箇所	無	配置箇所:事業委託先団体 人数:1名 緊急時の支援が見込めない世帯の障がい者等を事前に把握し登録を行い、緊急時に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を実施。	5件(岩美町:2件 八頭町:3件 若桜町:0件)	具体的な取り組みについて検討中。	具体的な取り組みについて検討中。	具体的な取り組みについて検討中。	検討中(他の自治体の状況を踏まえ、周知の時期や方法を検討。)	1,676千円
智頭町(単独)	無	町職員が状況の聞き取りを行い、必要とされるサービス等へのコーディネイトを実施	登録制度無	無	智頭町福祉事務所に配置	通常の相談対応と個別計上していない為算出不能	相談に応じて実施	町内事業所を対象とした意見交換会において研修等を実施	町内事業所を対象とした意見交換会において研修等を実施	町内事業所を対象とした意見交換会において周知	無
日吉津村(単独)	無(今後検討)	無(今後検討)	4か所、10名 運営規定を添えて登録	無	無	無	無	無	無	告示のみ	無
大山町(単独)	無(今後予定)	有	1箇所(1人) 町内に短期入所事業所が1箇所しかないため、1度に複数人の対応ができない。障害程度区分がない場合どうするか。	無	無(相談機能のコーディネーターで対応)	無	未定	未定	未定	有(町のホームページ)	無
南部町	無 今後、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握、登録をした上で緊急時のサービスのコーディネートや相談の支援を実施。また、緊急時に支援が必要となり得る世帯の対象者を事前に障害福祉サービスに繋げる等の取組も平行して実施。	JOCAサポート及び役場で連携して対応し、短期入所事業所の受け入れ先を探す。 今後、緊急時に支援が必要な世帯名簿や資料を短期入所事業所等と共有し、どのようなケースであれば受け入れが可能かを事前に検討。	無 今後、地域生活支援拠点事業実施要綱を作成後、順次登録してもらう予定。	無	無 今後、緊急時受け入れ後の対応について、コーディネーター設置を検討。	無	鳥取県地域生活体験事業を活用。	南部町障害福祉サービス事業所連絡会において県が実施する養成研修等の周知や、事業所職員の能力向上に向けた研修を実施。	南部町障害福祉サービス事業所連絡会とともに今後、南部町障害福祉サービス事業所連絡会で町内の障害福祉サービス事業所や関係機関をまとめた資源マップを作成予定。	無 広報なんぶにおいて周知予定。	無
伯耆町(単独)	無 ・担当課で対象となり得る障がい者を把握する作業を行い名簿整備し逐次必要に応じて訪問等を実施。 ・登録制度整備は今のところ予定なし。	基本対応は以下(明文化無し)。 ・対応や判断は担当課が実施 ・施設利用可能者は施設受入 ・施設利用できない者は居宅サービスの投入または医療機関受入等 ・各種障害サービスや緊急受入対応の先行制度が利用できる者は利用可能な制度利用を優先しそれら制度に基づき対処 ・緊急受入期間は7日程度を想定。その間にサービス利用体制を整え、各種障害サービスに繋げる。※今後、明文化を検討	無	無	無(担当課が直営)	無	現行の障害福祉サービス(共同生活援助、短期入所等)と既存事業(地域生活体験事業等)による。町内に体験できる施設が乏しく、概ね町外施設での体験利用となっている。	県や自立支援協議会の会議及び研修会に参加。求められる専門性は多種あるが、小さい町村単位より圏域以上のレベルで配置することが妥当なものが多い。	当面は地域福祉計画等での支援体制協議の中を含めて検討していく。令和4年度から協議開始。相談体制整備が優先課題。	相談等の関係事業所との打合せで地域生活拠点の話をしている。	無
日南町、日野町、江府町(圏域)	無(今後検討予定)	日野郡連絡会で検討中	無	無	無(今後検討予定)	無	無(今後検討予定)	無(今後検討予定)	日野郡連絡会を「地域の体制づくり」に位置づけている。	日野郡連絡会で検討中	無